

酒田市マイナンバーカード出張窓口サービス実施要領

酒田市では、マイナンバーカードの取得促進のため、市職員が市内の企業や団体等に出張して、無料で顔写真の撮影から申請までの手続きをサポートします。必要書類がそろっていれば、マイナンバーカードを市役所に出向くことなく郵送で受け取ることができます。

1 対象団体

- (1) 本市に事業所を置く企業、福祉施設等
- (2) 本市にある地域団体等（自治会、老人クラブ等）

2 実施条件

- (1) 対象団体からの申し込みがあること
- (2) 申請希望者がおおむね3人以上見込まれること（施設入所者はこの限りではありません）。
- (3) 申込団体において、会場、机、いす等の準備ができること
- (4) 開催3日前までに申込書を提出できること

3 交付申請が可能なかた（次のすべての条件を満たすこと）

- (1) 本市に住民登録があり、申請者本人が会場に来ることができるかた
※15歳未満のかた及び成年被後見人のかたは法定代理人の同席が必要
- (2) マイナンバーカードを初めて申請するかた
- (3) 外国人住民のかたは、在留期限が2か月以上あること
- (4) 介護等が必要なかたの場合は、介助者の同席ができること

4 実施日時

平日の午前10時から午後4時まで（1人あたりの申請受付時間は15分程度）

※繁忙期は日程を調整させていただく場合があります。

5 申請日に必要となる書類

- (1) 通知カード（原本回収。ない場合は当日紛失届を記入）
- (2) 住民基本台帳カード（お持ちのかたのみ）
- (3) 本人確認書類の原本

6 本人確認書類の種類（有効期限内であるものに限る）

下表のうち「Aから1点」、または「Bから2点」

A	B
運転免許証、住民基本台帳カード、 旅券、身体障害者手帳、療育手帳、 在留カード、特別永住者証明書、 運転経歴証明書（平成24年4月1日 以降に交付されたもの）など	健康保険証、医療受給者証、 介護保険証、子育て支援医療証、 母子手帳、学生証、預金通帳、 年金手帳、年金証書、 生活保護受給者証など

7 法定代理人が同行する場合（15歳未満のかた・成年被後見人のかた）

申請者本人の本人確認書類に加えて、下記の書類が必要です。

- (1) 法定代理人の本人確認書類（「6 本人確認書類の種類」参照）。
- (2) 法定代理人であることの確認書類（戸籍謄本、登記事項証明書など。ただし法定代理人が同一世帯の場合は不要）

8 申し込み

「酒田市マイナンバーカード出張窓口サービス申込書」を市民課へ提出または市ホームページからオンライン申請

9 申し込みから交付までの流れ

- (1) 申込書に必要事項を記入し、市役所市民課へ提出してください（名簿は実施日3日前までの提出で可）。
- (2) 市民課から申し込み団体担当者へ日程調整、必要事項の確認の電話連絡をします。
- (3) 申込団体が申請者へ日時や必要書類等を周知します
- (4) 申請者は、実施日当日に必要な書類を持参。その場で申請書等の記入、顔写真の撮影、暗証番号の決定等を行います。
- (5) 申請から約1か月程度でマイナンバーカードを住所地に郵送します（市役所受け取りも選択できます）。